

植民期朝鮮における水豊発電所建設と流筏問題

An Issue of the Raft Due to the Construction of the Sup'ung Power Station in Colonial Korea

広瀬 貞三*

目 次

はじめに
1・日本の鴨緑江森林支配
(1) 鴨緑江材伐採権の獲得
(2) 伐採と流筏の実態
(3) 木材産業の支配
2・鴨緑江水電の流筏処理案とその失敗
(1) 鴨緑江水電の流筏処理案
(2) 流筏処理の失敗と製材所移転案の浮上
3・都市住民の陳情活動
(1) 安東
(2) 新義州
4・流筏問題の解決策と地域社会の変化
(1) 流筏問題の解決
(2) 安東・新義州・満浦鎮の変化
1) 安東
2) 新義州
3) 満浦鎮
おわりに

はじめに

水豊発電所は1937年から1944年（1941年に一部発電開始）にかけて、日本が植民地朝鮮と傀儡「満州国」の「国際河川」である鴨緑江に築いた発電所である。これは鴨緑江本流に巨大な重力式コンクリートダム（高さ106m、長さ900m）を築き、その直下（朝鮮側）に当時としては世界最大級の70万KW（実際には60万KW）を発電する計画であった。発電所建設には、日本窒素系の鴨緑江水力発電所株式会社（以下、鴨緑江水電と略す）（野口遵社長）があたった。

私は日本が植民地支配下でおこなった「開発」の一事例研究として水豊発電所を取り上げ、この間、水豊発電所の建設状況、水没地問題の実態を明らかにしてきた。¹⁾

今回は水豊発電所建設によって、大きな社会問題となった鴨緑江の流筏問題を取り上げる。鴨緑江上流の両岸から伐採された大量の鴨緑江木材は筏に組まれて下流へ流され、河口の都

*HIROSE, Teizou [情報文化学科]

市（「満州国」側は安東、朝鮮側は新義州）では、これらの木材を利用した製材業、製紙業が盛んであった。ところが、日本の「鴨緑江開発計画」は鴨緑江本流に6つの大発電所を建設するものであり、その第1期工事の水豊発電所建設によって鴨緑江本流の流れは完全に堰き止められた。この事態は自然環境に及ぼす影響に止まらず、流筏、並びに流筏に依拠していた河口都市の産業や社会に大きな影響を与えた。

日本の場合、水力発電所建設によって河川が堰き止められると、至るところで電力会社と木材業者、漁民、関係住民との間で対立が生じ、とりわけ流筏処理方法やその費用負担をめぐる大きな社会問題となった。特に庄川水力電気株式会社が庄川に建設した小牧発電所で1926年に木材業者が電力会社を行政訴訟するなど、流筏争議としては最大級の「庄川事件」として知られた。²⁾

水豊発電所建設と流筏問題に関して、すでに日本側がまとめた『朝鮮電気事業史』は、「官民の努力は十分に報いられることなく水豊発電所運転開始後における流筏は必ずしも所期の成果を挙げられなかった」、「将来を考えた結果、〔鴨緑江〕上流の満浦鎮に子会社の大集材場と製材工場が造られた。原始林業が総合的に近代産業への変革であった」³⁾と述べている。つまり、水豊発電所の流筏施設はうまく機能せず、そのため新義州の製材所が上流の満浦鎮に移転したことが明らかにされている。しかし、その具体的な経緯はこれまで不明である。しかも、流筏をめぐる電力会社と木材業者や関係住民との間でどのような対立が生じたのかも、これまで論じられていない。

本稿ではこうした研究の現状を踏まえ、水豊発電所建設における流筏問題を中心に、第一に鴨緑江兩岸の森林に対する日本支配の実態、第二に日本の流筏処理案の技術的失敗、第三に河口都市での流筏確保陳情活動、第四に流筏問題の解決策と地域社会の変化、などの四点を明らかにする。

1・日本の鴨緑江森林支配

(1) 鴨緑江材伐採権の獲得

鴨緑江本流の河口から約1000kmを逆上る兩岸（右岸は中国、左岸は朝鮮）、さらには支流渾江の兩岸には、一大森林地帯があった。この一帯の森林は天然林であり、針葉樹、闊葉樹の混交林をなしていた。針葉樹には樹齢200年前後、樹高30m以上のものが多く、闊葉樹はそ

の下木として生成していた。樹種は紅松を主とし、杉松（唐檜・白檜・バラモミ）、黄花松、赤柏松などがその中心であった。1919年の時点では、兩岸の森林地帯の面積は合計約239万町歩（朝鮮側172万7238町歩、中国側66万8254町歩）、総材積は約12億尺諦（朝鮮側9億944万尺締、中国側2億8971万尺締）である。兩岸で木材の伐採・搬出に従事する労働者は約3万人、運材用牛馬は約2万頭と推定された。⁴⁾

日本はまず左岸（朝鮮側）の森林に注目し、1900年に入るとしばしば森林調査を行い、膨大な調査書を蓄積していった。1905年11月に朝鮮に第二次日韓協約を強要し、統監府を設置すると、事実上鴨緑江、豆満江流域の天然林の利権を奪った。朝鮮が日本の植民地となると、1910年9月に朝鮮総督府（以下、「総督府」と略す）は朝鮮の森林「開発」の名目の下に営林廠（本廠は新義州）を設置した。総督府は「国有林」で要存予定林野（国有として保存する必要のあるもの）約519万町歩のうち、鴨緑江・豆満江の流域に属する約211万町歩について営林廠が管理・経営にあたり、その他の林野は地方庁で管理を担当した。⁵⁾

右岸（中国側）の森林に関しても、日本は利権の獲得に乗り出した。しかし、中国側の森林伐採に関しては、中国の土着資本である料棧（木材問屋）、把頭（木把の頭領）、木把（伐採労働者）などが、木材の伐採、流筏、販売までを一手に握っていた。このため、日本は容易に手を出せなかった。しかし、1908年に両国政府は合弁により鴨緑江採木公司を設置し、森林伐採を行うことになった。資本金は北洋銀300万元とし、営業期間は25年間で、本店は安東に置いた。これ以降、右岸から伐採される木材は全て鴨緑江採木公司の手に入り、実権は日本側が握ったのである。⁶⁾

（2）伐採と流筏の実態

朝鮮の営林廠の事業を大別すれば、林野調査、森林土木、造林及び保護、斫伐、運材、製材、販売、漂流木整理などの八種類であった。伐材・造林は営林廠の直営作業とし、流筏までおこなった。筏は鴨緑江・豆満江を流下し、鴨緑江では新義州に、豆満江では茂山・会寧に各々集積・貯木される。営林廠の流筏量は1921年には32万2435尺諦であり、これは1910年の約2倍であった。営林廠は1918年3月に「営林廠流筏規定」を設けて、筏夫の管理をおこなった。この規定は、筏夫は「甲筏夫」（日本で募集の筏夫）、「乙筏夫」（現地募集の日本人・朝鮮人筏夫）に大別する、筏夫は「筏夫組合」を組織し「組長」のもとで連帯責任を取る、

などの内容である。当初は日本の熊野川などで経験ある筏夫を募集したが、1921年からは朝鮮人筏夫の養成を行い、次第に朝鮮人筏夫が増加していった。⁷⁾ 営林廠以外に、鴨緑江の木材を直接伐採し、流筏までおこなった最大の民間企業が王子製紙(株)朝鮮工場である。王子製紙朝鮮工場は総督府の国有林販売量(1928~1932年)の内、一社だけで「直営年期材」(総督府から立木を買入れ直営で生産したもの)は約13%、「官斫年期材」(総督府の官行斫伐材を買入れたもの)は約22%を購入していたように、総督府の木材への依存度はかなり高かった。同社では「直営年期材」の伐出事業(伐採~流筏)は、岩本組(後に新谷組)が総て一括して請負った。⁸⁾

中国の鴨緑江採木会社の事業内容を簡単に見てみよう。伐採に係わったのは、前述したように料棧(木材問屋)、木把(伐採労働者)、把頭(大把頭・客把頭・山把頭)である。実際の伐採・流筏には木把と呼ばれる中国人労働者があつた。鴨緑江採木会社の事業は大きく、直営事業と貸款事業に大別できる。直営事業とは、伐採・搬出計画などは採木会社が立てるがその実施は地区別、作業別に把頭に請け負わせる、いわば部分請負事業であつた。貸款事業とは、把頭に伐採資金を貸し付ける把頭貸款と、料棧に伐採資金を貸し付ける料棧貸款の2種類があつた。伐採の過程は、伐木造林、集材、把犁運材、管流、編筏、流筏の5段階に別れていた。⁹⁾

では、伐採から流筏までの具体的な過程を、営林廠を中心に見てみよう。木材の伐採は主に10月下旬から12月中旬まで行われる。伐採地で造材された木材は適当なところに集材し、牛轡によって結氷期を利用して江岸の編筏土場へ運ばれる。ここで集積された木材は、「目賀切」(流筏用への木材加工)、「土入」(河川への投下)を経て、編筏される。流筏は鴨緑江の凍結が解ける4月から開始する。特に水流が激しくなる6~10月に本格化し、その最盛期は8、9月の2ヶ月であつた。この時期になると鴨緑江の流れは、筏一色となつた。鴨緑江は11月上旬には凍結するため、3月末までは流筏は行われない。¹⁰⁾ 1930年代の鴨緑江の流筏には、「支那式筏」と「日本式筏」の2種類があつた。支那式筏は木材を長方形に頑丈に組み合わせる。1台の長さは約24m、材積は約400尺締であり、その上に小屋まで作る。これに対し、日本式筏は簡単な作りと軽量が特徴であり、全体を扇子のように組み込んだ。¹¹⁾

表1 鴨緑江の流筏量 (1932~1941年)

単位・m³

	新 義 州			安 東			合 計
	官 営	民 営	合 計	官 営	民 営	合 計	
1932	265,029	225,393	490,420	111,988	201,950	313,938	804,358
1933	309,552	368,496	678,048	126,812	164,192	291,004	969,052
1934	294,983	341,678	636,661	114,335	194,358	308,693	945,354
1935	272,405	308,606	621,011	152,949	235,436	388,385	1,009,354
1936	270,042	326,669	596,711	201,890	66,554	268,444	865,155
1937	693,328	727,320	1,420,658	156,054	34,980	191,034	1,611,692
1938	857,514	535,106	1,392,610	142,694	32,929	175,623	1,568,243
1939	不 明			149,000	60,000	209,000	不 明
1940	不 明			9,000	20,000	110,000	不 明
1941	不 明			—	1,420	1,420	不 明

1932~1938年は「鴨緑江流筏及水運二関スル調査」『新義州商工会議所月報』1940年1月号、29頁。1939~1941年は福島勉編『安東産業経済概観』（安東商工会、1942年）60頁。
新義州の「官営」は営林廠、安東の「官営」は鴨緑江採木公司のことである。

表1で1932年から1938年までの鴨緑江（安東・新義州）の流筏量の特徴を見てみる。全体の量はこの間に約1.9倍になっているものの、安東と新義州では正反対の現象が生じている。安東ではこの間に1935年を頂点に急速に低下し、55.9%にまで落ち込んだ。これとは対照的に、新義州では1937年に大幅に増え、逆に2.8倍へと増加している。官営と民営との関係を見れば、安東では民営の減少は激しくて16.3%にまで低下し、当初は民営は官営の1.8倍であったものが1936年には逆転し、民営は官営の23.1%にまで低下している。一方、新義州では官営・民営共に着実に伸び、民間と官営は1対1.2から1対1.6へとわずかに官営の伸びが大きい。

(3) 木材産業の支配

「満州国」安東省安東市の人口は、1939年には22万588名（中国人83.5%、日本人8.6%、朝鮮人7.9%）であり、後述する新義州市の約4倍である。安東市では三大工業として、柞蚕、油房、木材が有名だった。特に木材産業は「その殆ど総てが邦人経営」によるものであった。¹²⁾

前述したように、1908年に鴨緑江採木公司が日中合弁の国際的木材会社として設立されると、木材取扱量は急激に増え、鴨緑江木材の占める比重は大きくなった。鴨緑江採木公司に

よる森林伐採高は急速に伸び、1921年には安東着材数量、会社収益、ともに最高を記録した。しかし、木材市場の好況は長く続かず、北満材、吉林材、左岸朝鮮側の出材量などに次第に圧倒されてきた。これは鴨緑江材の材質低下（予想以上の森林荒廃）と価格高騰によって販路が閉ざされたため、安東の木材市場は急速に不況に陥っていった。木材市況の不振は採木公司だけでなく料栈たちにも波及し、倒産する料栈が相次いだ。¹³⁾

1932年「満州国」の設立以降は「集団採伐」の結果、鴨緑江材の安東着筏数は減少し、資材難に直面した。このため、1935年12月には安東の19の製材所は統合して鴨緑江製材合同（株）を創設した。これによって、「古き歴史を有する木材都市安東の経済界に一つのピリオド」を打ったのである。安東における製材業者は、最大規模の鴨緑江製材合同以外に、鴨緑江採木公司、東洋木材（株）安東支店、（株）大二商店、満鮮杭木（株）などがあつた。また、鴨緑江材を使用する利点を受け、安東は「満州国」においては製紙工業が最も発達した都市だった。安東には、王子製紙系の鴨緑江製紙（株）、六合製紙（株）、安東造紙（株）などが置かれた。¹⁴⁾

では、朝鮮側ではどのような状況だったであろうか。平安北道の本来の中心は義州だったが、鴨緑江を横断する鴨緑江橋梁が1911年に安東と新義州を結ぶと、新義州は朝鮮鉄道の京義線と満鉄の安奉線を結ぶ鉄道交通の要所となり、急速に発展していった。新義州府の1939年の人口は5万5293人（朝鮮人71.7%、日本人16.0%、中国人12.2%）である。新義州の産業は林産資源を利用する製材・製紙業を中心に発展し、「木都」として知られていた。同年における主要90工場の年間工産額は3,858万5,425円であり、業種別に見ると、製材工場（11社）が1682万6735円と全体の43・6%を占めている。1939年現在、製材業者として大規模なものは、新義州製材合同、古山商店、新鴨江木材、表谷商会などがあつた。¹⁵⁾ また、製紙工場としては、朝鮮最大の王子製紙朝鮮工場（1917年設立）があつた。前述したようにここで使用する原木は、朝鮮総督府と密接な取引関係をもっていた。王子製紙朝鮮工場では主にパルプと洋紙を生産した。¹⁶⁾

以上のように、鴨緑江兩岸の木材業、製材業、製紙業はいずれも日本政府と日本資本の圧倒的な影響下にあつた。しかし、1930年代の鴨緑江材の流筏量は両都市で対照的であつた。安東は急速に低下したのに対し、新義州は増加をたどっていた。両都市の鴨緑江材に対する依存度は、安東より新義州がかなり高かつた。こうした違いが、水豊発電所建設に対する両都市の対応の差として現れたと思われる。

2・鴨緑江水電の流筏処理案とその失敗

(1) 鴨緑江水電の流筏処理案

鴨緑江水電は水豊発電所の設計図や施工方法を決定するにあたって、当時アメリカで工事中であったボルダーダム¹⁷⁾の事例を参考とした。しかし、膨大な量の流筏をどう処理するか、計画当初から苦慮していた。同社建設部長の佐藤時彦は後に、「この流筏の処理方法については、随分色々¹⁸⁾と研究してみた。ダムをクレーンで越させる方法とか、またインクラインで卸す方法なども考えたが、短時間にダムを通過させるとすれば、どうしても水を使って流下するより方法がないということになった。色々模型実験なども試みた。また国内の流筏対策も視察したが、そのスケールの点で全然問題にならないので、独自の案を樹てることにした¹⁹⁾」と回顧している。

鴨緑江水電の流筏処理計画は、最終的には次のように説明された。鴨緑江水電は年間流筏量を75万トンと見込み、流筏処理施設費として450万円を計上し、各水位ごとに流筏できる6門の門扉付水門を「満州国」側に設け、常に1個、または2個の水門から水深50cmほどの水を放流しつつ筏を吸い込ませる。水門の下流に続く流筏路は平均6分の1の勾配とし、ダム下流へ流水とともに滑走させる。

ダム地点通過の筏は1枚の材積250³m、長さ約90m、最大幅員約40mの紡錘形であるため、そのままではダムを通過できない。このためにこれを6枚、ないしは8枚に分筏し、その1枚の幅を6m以下として通過させる。ダム完成以降は最小限度1日平均187枚の筏を流下させることになり、1枚の水門通過時間は3分12・5秒と計算した。

ダム工事では半川締切方式を採用する。このため、第1次締切後も鴨緑江の中央部に3分の1ほど河床を残しており、従来のようにして筏を流すことが可能である。中央部を締切る第2次締切後は、ダム内の仮排水路4門と仮流筏路2門（高さ8m、幅6m）を設置し、これで筏を処理するものである。¹⁸⁾ しかし、これは工事終了後の対外的な説明であり、実際にはこのようにいかず、試行錯誤の連続だったのである。

工事着手時点において、鴨緑江水電の流筏計画は不備な点が多かったために、後に朝鮮総督府鴨緑江水力発電開発委員会（以下、「開発委員会」と略す）や日本の最高の技術者を集めた鴨緑江堰堤技術委員会（以下、「技術委員会」と略す）から問題点をしばしば指摘されることになった。

1937年9月に総督府が下した「電気事業許可に関する命令書」には、「発電用水使用並びに

工作物設置条件」の項目で、流筏問題について、「第七条 各堰堤設置箇所ニハ（中略）筏ヲ安全円滑ニ通過セシメ得ル施設ヲ為スベシ」「第一三条 各堰堤ノ下流部ニ於ケル（中略）筏ニ付テハ其ノ航行及流下ニ差支ナキ程度ノ水ヲ放流シ又ハ之ニ差支ナキ施設ヲ為スベシ」と条件が付けられ、第5条ではこれから一年以内に実施設計をたてて認可を申請することになっていた。¹⁹⁾

この後、鴨緑江水電から流筏施設設計図が提示され、これが1938年10月に開催された第1回技術委員会で検討された。討論の中では、「筏ガ水門ヲ円滑ニ通過スルヤ否ヤ又其所要時間等全ク不明ナリシヲ以テ本件ニ関シテハ更ニ実地試験等ノ方法ニ依リ研究ノ上決定スルコトニナレリ」²⁰⁾と批判がでた。このため、第1回技術委員会は総督府への答申事項の中では、「流筏路ノ設計ハ研究ノ上之ヲ決定スルコト」²¹⁾と述べたにとどまった。

この指摘を受けて、開発委員会の芹沢技師は、同年11月に平安北道厚昌郡の東興編筏土場において流筏試験を行い、筏が水門を通過する時間と、筏を水門に送りこむ時間を測定した。同時に、総督府は鴨緑江水電に対し、貯水池内筏の曳航設備、繫留設備、堰堤下流の合筏設備に関して、「屢々具体的計画ノ提出方ヲ督促スル所アリタリモ未ダ其ノ提出ヲ見ズ」という状況だった。²²⁾

開発委員会は1939年4月26、27の両日、曳船による筏曳航試験を新義州の鴨緑江橋梁付近で4回実施した。これにより「大体曳船三十噸程度、百馬力内外ノモノヲ適当ト認メラレ曳船数ハ（中略）約四〇隻準備スル要アルモノト認メラレル」との結論を得た。²³⁾

同年5月の第2回技術委員会では先の筏曳航試験結果が報告された末、総督府への第2回答申事項の中で、「流筏施設ハ大体会社ノ設計方針ニ依ルコトトシ、詳細ナル設計ニ付テハ更ニ研究ノ上流筏ノ円滑ヲ期スルコト」²⁴⁾と答申を出した。しかし、実際にはその後も鴨緑江水電は詳細な計画を作れなかった。そのため、開発委員会は、「其ノ後水電会社ニ対シテハ堰堤流筏実施計画書類提出方再々督促セルモ未ダ設計纏マラザル模様ニテ詳細ナル審議ヲ為シ得ザルモノトス。其ノ他貯水池内筏ノ曳航設備繫留設備及合筏設備等ニ関シテハ水電会社ヘ対シ屢々具体的計画ノ樹立方要求中ナリ」²⁵⁾との状況だった。

このように、工事着工後の1939年5月以降になっても、鴨緑江水電は流筏処理に関する十分な解決策を提示できなかった。

(2) 流筏処理の失敗と製材所移転案の浮上

鴨緑江水電は1939年11月5日に鴨緑江の第2次締切（中央部）を行った。これにより本流は完全に堰き止められたが、すでに流筏終了期であったために、残木はダムの上流で分筏の上、ダムの排水路を利用して流下した。

しかし、1940年6月中旬から流筏が本格化すると、水豊発電所の流筏施設が全く機能しないことが判明し、「流筏作業ハ甚シク不成績ニ終ワリタル」状況であった。その原因は仮流筏建設工事の遅れにあった。この時点でようやく水門と斜路だけは完成したものの、それは水門の下段31m、上段35mの地点に過ぎなかった。この状態を開発委員会は、「〔仮流筏の〕斜路短ク此ノ勾配急ニ失シ放水量ノ調節設備未完成ナリシト、排水路ヨリノ押水防禦施設ナカリシコト等ノ為流筏路ヲ通過セル筏ハ激流跳躍セル中ニ突入シ水勢ニ揉マレテ悉ク散乱スル状態トナレリ。之レ等施設ノ改善ハ時已ニ後ク手ノ施シ様ナキ（中略）堰堤ヲ通過セル筏材ハ堰堤下流ニ於テ之レヲ拾取再編筏ノ上流下セザル可カラザルニ到レルガ本作業ガ甚ダシキ労力ヲ要シ完全ナル拾取ヲ為スコトヲ得ズ」²⁶⁾と指摘した。

この事態に対し、鴨緑江水電の技術を信頼していた安東、新義州の住民は大きな打撃を受け、1940年6月から流筏確保のための陳情活動が拡大していく。

仮流筏路の失敗を受けて、1940年11月に開催された第3回技術委員会では、総督府への答申事項の中で、「流筏路ノ実施設計ハ大体会社提出ノ方式ニ依ルコト」としたものの、「希望事項」として「木材ノ運搬方法ニ付テハ将来鴨緑江ノ発電用堰堤ノ増設セラルル場合ヲモ予想シ陸路ニ依ル運材方法ヲ水運ト併セ考究スルコト」²⁷⁾と述べた。流筏施設の失敗により、ここに木材の陸路運搬案が初めて浮上した。

1941年の流筏期に入っても、流筏は鴨緑江水電が期待したようにはいかなかった。当初、1941年には貯水池水位標高最低95mから通筏する施設を構築する予定だった。しかし、工事の遅れで貯水池水位標高72mの水位から越筏せざるを得なく、その差23mの間に別に3個の水門を設けることになった。さらに同年に入ると、筏曳航船に用いる重油の入手に苦しみ、特に企画院から配給を受けねばならなかった。

1941年6月の第4回開発委員会に先立ち、総督府内部では「民間製材工場ノ上流移転、上流ニ於ケル筏場陸揚施設ニ付イテハ平安北道知事ト協力之ガ合理的実現ヲ図リ発電堰堤ノ越量負荷量ヲ軽減セント努メツタアリ」²⁸⁾と、木材の陸路輸送案からさらに一歩進んで、鴨緑江河口の民間製材工場を上流に移転させる案が浮上してきたのである。

日本側がまとめた『朝鮮電気事業史』では、製材所の移転について「将来を考えた結果、上流の満浦鎮に子会社の大集材場と製材工場が造られた。原始林業が総合的に近代産業への変革であった」²⁹⁾といているが、これは事実ではない。実際にはこれまで述べたように、鴨緑江水電の流筏計画が技術的に失敗に終わったことにより、やむを得ず木材の陸送案、さらには民間製材所の移転案が浮上したのである。

3・都市住民の陳情活動

水豊発電所建設工事によって流筏が不可能になると、鴨緑江木材に依存していた人々はどうのような対応を示したのだろうか。ここでは鴨緑江河口の都市、特に新義州の場合を中心に見てみよう。

(1) 安東

前述したように、安東の木材市況は不振となり、森林の枯渇、北満材や吉林材など競争材の圧迫などで、環境の大きな変化の中で良い成績を上げることができず、1931年の「満州事変」を迎えた。水豊発電所工事が開始した後に、「満州国」では1939年4月から木材界にも統制が実施され、木材の伐採、輸入、配給等は全て林野局が統制し、木材業者の自由販売は事実上絶望視されるようになった。同年7月には安東の木材業者の代表16名で「安東木材配給組合」が結成された。これらには中国人料棧は一人も含まれておらず、全て日本人であった。

さらに、1940年9月日中合弁で32年間にわたって鴨緑江右岸の伐採権を一手に握っていた鴨緑江採木会社が解散した。これ以降は林野局の下部機構である満州林業株式会社が「満州国」の木材の配給を総て掌握し、計画配給を行った。³⁰⁾ 表1で、1939年から1941年までの安東の着筏量を見ると、水豊発電所工事中も一定の水準を維持していたが、1940年には前年の53・6%にまで落ち、鴨緑江採木会社が解散した1941年には前年の1.3%にまで激減している。特に民営は一挙に前年比7.1%という激しい落ち込みである。

安東の木材産業にとって、打ち続く木材不況に加えて、水豊発電所の建設、鴨緑江採木会社の解散は決定的な打撃を与えたのである。資料から水豊発電所建設に対する住民の反対運動がうかがえないのは、木材産業のこうした壊滅的ともいえる状況を反映しているのではなからうか。

(2) 新義州

新義州では水豊発電所建設が決定すると、流筏は打撃を受けることが予想されたため、1937年11月に製材業者は「営林廠方面の絶対的な支持と各工場主の譲歩」を得て、13社（日本人、朝鮮人）が合同し、新義州製材合同会社を創立した。³¹⁾

陳情活動の中心となったのは、新義州商工会議所（以下、商工会議所と略す）であった。商工会議所では水豊発電所工事着工時の1937年6月、総督、及び関係方面に「鴨緑江水電事業のため水運及流筏に絶対支障を来たさ、るように施設せられたき旨」を陳情した。つづいて、同年12月には加藤鍊治郎会頭は鴨緑江水電社長野口遵に「流筏施設に関し具体的説明」を求めた。さらに、1938年5月には総督府に説明を求めることに決し、同年6月には総督府の坂上電気課長が新義州を訪れ、詳細な説明を行った。同年8月には平安北道庁で具体的実施設計が示され、関係業者の意見が求められたのを受けて、会議所がこれを取りまとめ提出した。³²⁾

1939年4月上旬に総督府農林局長から商工会議所に回答が寄せられ、この中で「流筏対策に関しては（中略）計画当初より調査研究中の処未だ施設の実施計画は未確定なるも大体左記の通りの目論見である」と述べられた。さらに、同年4月には総督府農林局の関技師が新義州を訪れた際、原木業者の鴨緑江木材産業組合の主催で「水豊ダム通過施設に関する懇談会」を開催した。³³⁾

1939年11月、鴨緑江の第2次締切によって鴨緑江は完全に堰き止められ、仮流筏路を利用した通航が始まると、前述したように技術的な失敗が明らかになった。商工会議所も驚き、早急な対策をたてねばならなかった。同年11月11日には関係官公署、民間業者が参加して「鴨緑江水力発電に伴ふ水豊ダム流筏問題に関する懇談会」を開催し、この席で「鴨緑江流筏対策委員会」（以下、「対策委員会」とする）の設置が決定された。これは「問題の重要性に鑑み府と会議所が同一歩調を取つて進む必要を痛感し、竹本府尹と懇談の上」での行動だった。つまり、新義州府と商工会議所が一体となって、総督府への陳情活動を行うことになった。流筏対策委員となった10名（日本人8名、朝鮮人2名）の顔触れは、次の通りである。

野原藤治郎（府会議員）、李熙迪（府会議員）、加藤鍊治郎（商工会議所会頭）、中込精一（副会頭）、趙尚鈺（同副会頭）、神保信吉（同特別議員）、多田栄吉（鴨緑江木材産業組合組合長）、麦谷佐平（新義州木材商組合組合長）、柴田祐光（新義州製材合同会社社長）、福西元二郎（鴨緑江原木問屋組合組合長）³⁴⁾

この10名の経歴にはいくつかの特徴がある。第一にこの中の6名（加藤、中込、趙、神保、

多田、柴田)は過去に府会議員を勤めており、これに現職まで加えると府会議員は8名にも達する。第二に3名(野原、中込、趙)は過去に木材に関係しており、現職まで加えると、7名が木材関係者である。第三に朝鮮人が2名含まれていることは、朝鮮人の反対の意思を代弁したものと見えよう。³⁵⁾つまり、流筏対策委員の多数は、木材業界の指導者(日本人、朝鮮人)として商工会議所内でも重きをなし、さらには府会議員(元・現)として一定の発言力をもつ集団だったといえる。

第1回対策委員会は同年11月28日に開催され、竹本新義州府尹も出席した。これに続き、12月10日には第2回対策委員会が開催され、7名の陳情委員が選ばれた。陳情委員は南次郎総督以下総督府幹部8名宛に「鴨緑江流筏ニ関スル陳情書」を提出した。この内容は、「最近府民間ニ流筏不能説ガ流布セラレ人心極度ノ動揺ノ兆アルヲ以テ(中略)御当局ニ於レテハ重ネテ鴨緑江水力発電会社ヲシテ流筏施設ノ完璧ヲ期セシメ如何ナル事情アルモ断ジテ現在ノ流筏量ヲ減殺セシメザルヨウ御措置相願度」とし、さらには沿岸鉄道敷設促進も依頼した。続いて、同年12月16日には新義州府会議員と商工会議所議員、特別議員によって「流筏対策懇談会」が開かれた。この席上、加藤会頭は「本問題は単なる木材業者のみの関心事には非ずして新義州六万府民」と密接な関係があると声をあげた。³⁶⁾

1940年4月に鴨緑江木材産業組合と鴨緑江水電は総督府の斡旋により、「昭和15年度民間材水豊堰堤通筏協定」を結んだ。これにより業界の懸念も一応は解決したが、同年の流筏期に入ると、実際には協定のようにはいかなかった。本格的な「流筏季に入り遂に円滑を欠き、最盛季の昨今に至つても以前安〔東〕義〔州〕着筏激減、これがため木材関係工場は操短或は全休の已むなき状態に立至つた」のである。鴨緑江水電が約束した1940年の通筏量は、鴨緑江の兩岸の双方で213万尺締(新義州153万尺締・安東60万尺締)であった。ところが、7月現在の安・義着筏量は3万8000尺締に過ぎず、前年同期の67万尺締に比べると、わずか5.7%にすぎなかった。ダム通筏量は鴨緑江水電の計画通筏予定量一日40台の僅か10分の1である4~5台であった。³⁷⁾

6月25日に新義州では流筏対策委員会を開催した。席上では「一部には府民大会開催すべしとの硬論もあつた」が、一応鴨緑江水電の真意を質すこととした。これを受けて、7月1日久保田専務は新義州を訪問し、流筏対策委員会と質疑を交わした。久保田は「会社側としては本施設に対し充分の関心と相当の準備を用意したのであるが、また今後に於ても如何なる犠牲をも厭はず打開の方策を構ずる積りである」と謝罪した。委員会側は、繫筏施設が不完全

であること、編筏施設に一層留意すること、などを要求したものの、久保田の回答を「大体に了承した」のであった。³⁸⁾

8月1日には西元平北知事は総督府を訪れ、局面打開に乗り出した。この直前（月日不明）に鴨緑江水電の幹部が「水電開発は国策であり、これによる業者の犠牲は仕方がない」と発言し、各方面を刺激した。このため、8月に総督府の湯村農林局長は「総督府では開発も国策であり、流筏も国策である以上、軽重はない」と言明した。³⁹⁾

しかし、これ以降も流筏の状況は好転しなかった。同年10月以降、鴨緑江水電も労働者を増員して流筏に全力を注いだ。が、残材が大きく安東・新義州への着筏量は官民材を合わせて僅かに100万尺締にすぎなかった。水豊ダムまで着いた155万尺締（官材80万・民材30万・鴨緑江採木公司30万・王子製紙用15万）の流筏のうち、150万尺締までは通筏したが、無事に新義州まで着いたのは約70%に過ぎず、特に民間材は残材が多かった。この間の事情を一木材業者は、「製材界の打撃は直に多数の販売業者にも波紋を投げかけ、多くの材木店は売れる可き木材が手に入らず開店休業という有様でありました。（中略）木材界の不振は直に府民経済にも反映し昨年〔1940年〕下季の経済金融界は極めて不活発に終始した様であります。（中略）昨年冬から問題化された朝鮮木材統制問題の帰趨であります。（中略）木材統制の強化を見るに至ったことは業界としては全く致命傷というべきでありませう」⁴⁰⁾と述べている。このように、鴨緑江の中央部の締切、仮流筏路による通筏の不振、さらに木材統制などによって、新義州の木材関係業者は決定的な打撃を受けたのである。

4・流筏問題の解決策と地域社会の変化

(1) 流筏問題の解決

1940年夏期の流筏結果が悪かったことは大きな安東、新義州に衝撃を与えた。工事の進捗につれ、また流筏が不可能になったため、問題解決への歩みは早くなった。

1941年1月には高平平北知事は総督府と最後の交渉に赴いた。⁴¹⁾ これを受けて、2月18日には新義州では官民合同の「流筏合同協議会」が開催され、最終決定策が議論されることになった。⁴²⁾ さらに、2月24日に鴨緑江水電は製材業者とも懇談を行った。⁴³⁾ 平安北道庁の最終妥結案は、新義州の民間製材所の一部を奥地に移転させて原木の消費量を押さえると同時に、鴨緑江水電は営林廠直営の製材工場の原木確保に重点をおくことになった。⁴⁴⁾ こうした流れ

の中で、3月30日には鴨緑江水電と民間製材所の間で交渉は成立した。これは、製材所の移転先は満浦鎮とする、営林廠・王子製紙朝鮮工場については最大限の流筏を行う、製材所の移転費用は全て鴨緑江水電が保障するという内容だった。⁴⁵⁾ つまり、鴨緑江水電は総督府営林廠・王子製紙朝鮮工場という最大手の利益を優先させ、その他の民間中小工場は移転という方法を取ったのである。

製材所の移転地となった満浦鎮は平安北道江界郡にあり、新義州より鴨緑江上流に位置する。総督府は朝鮮と「満州国」を結ぶ新たな幹線鉄道とするため、総督府鉄道局の平元線（平壤・元山）の順川を起点に、熙川・江界・満浦鎮にいたる満浦線を1935年に完成させていた。満浦線は「満州国」側の満鉄梅輯線（梅河・輯安）の輯安と連結していた。⁴⁶⁾

鴨緑江水電は多数の民間製材所を満浦鎮へ移転させると同時に、同年6月新義州の製材所としては最大である新義州製材合同の株式の半分を購入することで合意した。鴨緑江水電の購入価格は1株84円60銭で32万株、その他を含めて総額276万6600円であった。こうして鴨緑江水電は新義州製材合同を日窒コンツェルンに吸収したのである。⁴⁷⁾

さらに、翌1942年2月19日、白石平安北道知事の斡旋で、鴨緑江水電と新義州製材組合との間で調印が成立した。⁴⁸⁾ これによって、流筏問題は一応の解決を見たのである。

(2) 安東・新義州・満浦鎮の変化

1) 安東

鴨緑江材が安東にもたらされなくなったことは、安東に大きな影響を与えた。安東省の林業は「鴨緑江水電開発の進捗に伴い大打撃を蒙つてをり今後何等かの打開策を講ぜられるものとは思はれるが旧に復することは不可能で長期に亘つて不調時代が続く模様である」といわれた。また、安東市の製材業は「鴨緑江水豊ダムの構築により流筏は殆ど絶望視されるに至つたが、陸送により操業を継続する一方上流への移転が考慮されてゐる」という状態であった。⁴⁹⁾

製紙業にも大きな影響を与えた。鴨緑江製紙では鴨緑江材の不足から「会社の木材集荷活動の将来に大きな困難をもたら」し、1945年3月に同業2社と合併し、安東製紙工業を設立した。同工場のパルプ生産量は自工場需要量の半分程度となり、残り半分は日満パルプ株式会社からの供給を受けた。この理由について王子製紙の社史は、「それほどに鴨緑江流域の木材

資源の減少が大きく影響していたのである」⁵⁰⁾と述べている。

安東では「木都」からの脱出を図り、その後「工業的生産都市」として浮上を図った。その理由は、第一に水豊発電所の建設により電力供給条件に恵まれたこと、第二には東辺道の鉄、石炭などの地下資源開発に着手したこと、第三には不凍港大東港の建設と総合工業地区が設定されたことなどがその背景にあった。⁵¹⁾

2) 新義州

鴨緑江水電は有力な民間業者を買収したり、多くの民間業者を満浦鎮へ移転させた。その一方、鴨緑江水電は営林廠と王子製紙朝鮮工場の流筏を最優先したが、実際には王子製紙朝鮮工場ですら1941年の実績は流下予定量のわずか約30%にとどまった。また、鴨緑江水電は木材業者以外に補償を行わなかったため、産業界の不満は高かった。1942年に朝鮮無水酒精所長はその不満を、「ダム建設着工前に鴨緑江水電は必ず〔筏を〕流すと約束してゐる。この最初の約束通り流すのが鴨緑江水電の責務ではなからうか」と述べているほどである。また、この座談会では王子製紙朝鮮工場長の発言すら10行以上にわたって削除されていることから⁵²⁾、いかに業者の不満が高かったかが推測される。

流筏の激減、製材所の移転によって、新義州の木材関係産業は大きな打撃を受けた。新義州でも安東と同様に、「木都から工都への飛躍」が叫ばれた。すでに水豊発電所の電力を利用し、鴨緑江河口の多獅島港の築港計画が進められた。さらに、総督府と平安北道庁は新義州一多獅島間の広大な土地(約2万m²)の総合市街地化計画を建て、新義州、楊市、多獅島の三つの都市計画に分けて、工業都市建設をはかった。⁵³⁾

3) 満浦鎮

1941年6月から新義州の製材所は、鴨緑江の上流に位置する満浦鎮へ移転を開始した。1942年初頭には満浦鎮とその一帯が、新たな「木都」として登場してきた。

満浦邑内の製材所で大規模なものは、新義州製材合同(株)満浦工場、三栄製材所、満浦製材所、新義州豊林商会ベニヤ工場などであった。特に新義州製材合同(株)満浦工場は鴨緑江水電が買収した会社で、資本金は150万円、代表は久保田豊である。また、熙川郡には三和製材所、熙川製材所があり、江界邑には新江製材所、江界製材所などがあった。このように鉄道満浦線沿線に製材所が集まった理由は、満浦線の開通による輸送力の増強、これに基

く沿線地方の経済活動の活発化などであった。満浦邑における製材所は鴨緑江の流筏を原料として使用しているのに対し、満浦邑より南部の満浦線沿線の製材工場は、江界郡、熙川郡における禿盧江、清川江沿岸の原木を使用しているのが大きな違いだった。⁵⁴⁾

このように鴨緑江材の運搬経路は、水豊発電所建設によって完全に断ち切られた。流筏は水豊上流への満浦鎮までの流筏にとどまり、ここからは鉄道輸送によって平壤へ向かう満浦線の都市である満浦、江界、前川、仲岩、古仁、熙川などが新たな「木都」となったのである。

おわりに

以上、水豊発電所建設と鴨緑江の流筏問題との関係について考察してきた。その内容を要約すれば、以下の通りである。

第一に、日本は鴨緑江の右岸（中国側）には鴨緑江採木公司、鴨緑江製材合同、鴨緑江製紙などがあり、左岸（朝鮮側）には総督府営林廠、新義州製材合同、王子製紙朝鮮工場を所有していた。つまり、山林所有者（機関）、製材業者、製紙業者のいずれも日本資本であった。本来は朝鮮人、中国人の意向が重視されねばならないにもかかわらず、日本の河川支配、鴨緑江木材支配が徹底していたため、流筏処理案は鴨緑江水電、さらには日本の意図通りに展開したのである。

第二に、鴨緑江水電が計画した流筏処理計画は、技術的には完全な失敗であった。仮流筏施設の遅れや技術的な失敗により、流筏処理は暗礁に乗り上げた。鴨緑江水電は安東、新義州への流筏量を抑制するため、多くに民間木材業者を上流の満浦鎮に移転させ、さらには最大手の新義州製材合同を買収した。その一方で、鴨緑江水電は総督府営林廠、王子製紙朝鮮工場などの大手企業（機関）の流筏を優先させた。

第三に、鴨緑江の流筏問題に対する反対運動は、安東、新義州のいずれも低調であった。安東では木材産業そのものが低迷したこともあって、顕著な活動はなされなかったようである。新義州では商工会議所が中心になり、新義州府とともに朝鮮総督府に対する流筏確保の陳情活動を行ったにとどまった。この中には一部朝鮮人業者も含まれていた。ただし、大多数を占める朝鮮人、中国人の意思は組織化されず、表面化しなかった。

第四に、鴨緑江の流筏が不可能となったため、安東、新義州の製材、製紙に依存していた

産業構造は大きく変化した。両都市とも水豊発電所の電力を使用する、大規模工業地帯建設（大東港、多獅島）への期待を強めた。また、新義州からの製材所の移転により満浦鎮から平壤にいたる満浦線沿線が新たな木材都市として浮上していった。

流筏とならぶ重要な問題である船舶通行問題、鴨緑江の経済圏の変化などについては、稿を改めることにする。

〔補註〕

- 1) 間組百年史編纂委員会編『間組百年—1889～1945』（同社、1989年）634～650頁。広瀬貞三「水豊発電所建設による水没地問題—朝鮮側を中心に」『朝鮮学報』139号（1991年4月）1～35頁。
- 2) 日本での流筏をめぐる電力会社と木材業者との対立に関しては、まとまった研究はない。木曾川については、岐阜県編『岐阜県林業史』（同県、1987年）157～170頁、大井川については、中部電力株式会社『大井川—その歴史と開発』（同社、1960年）429～448頁。庄川事件については、富山県編『富山県史・通史編VI近代・下』（同県、1984年）974～983頁参照。また、日本の筏については、日本いかだ史研究会『桴（いかだ）』（同会、1979年）参照。
- 3) 朝鮮電気事業史編集委員会編『朝鮮電気事業史』（中央日韓協会、1981年）283頁、461頁。
- 4) 鴨緑江採木公司編『鴨緑江林業誌』（同公司、1919年）1～32頁。「尺諦」は日本の木材取引に使用される単位で、尺角2間物の実績12立方尺である。
- 5) 前掲書『鴨緑江林業誌』215～256頁。野手耐「営林廠事業報告」『朝鮮』1922年10月号、322～339頁。日本の朝鮮における山林政策については、権寧旭「朝鮮における日本帝国主義の植民地的山林政策」『歴史学研究』297号（1965年2月）1～17頁参照。
- 6) 塚瀬進「日中合弁鴨緑江採木公司の分析—中国東北地域における日本資本による林業支配」『アジア経済』31巻10号（1990年10月）37～56頁。
- 7) 前掲書『鴨緑江林業誌』230～241頁。前掲野手論文、326～338頁。
- 8) 王子製紙山林事業史編集委員会編『王子製紙山林事業史』（同会、1976年）228～238頁。王子製紙朝鮮工場が行った伐出事業の実態については、同書235～238頁参照。
- 9) 前掲書『鴨緑江林業誌』58～68頁。前掲塚瀬論文、42～43頁。

- 10) 前掲野手論文、332～334頁。
- 11) 前掲書『鴨緑江林業誌』65～68頁。安東商工会議所『鴨緑江の木材と満州に於ける木材事情』（同会、1930年）30～32頁。
- 12) 福島勉編『安東産業経済概観』（安東商工公会、1942年）6～7、68頁。
- 13) 前掲塚瀬論文、47～50頁。
- 14) 前掲書『安東産業経済概観』69～81頁。鴨緑江製紙は本来は大川平三郎、大倉喜八郎系の会社として出発したが、経営不振に陥り、1935年からは王子製紙に経営が委託され、1942年からは王子製紙の完全な傍系会社となった。大倉財閥研究会編『大倉財閥の研究』（近藤出版社、1982年）364～368、377～400頁。鴨緑江製紙、王子製紙の「満州国」での山林事業については、前掲書『王子製紙山林事業史』333～337頁参照。
- 15) 飯野正太郎『新義州商工案内昭和十五年版』（以下、『新義州商工案内』と略す）（新義州商工会議所、1940年）5～16頁。
- 16) 前掲書『王子製紙山林事業史』233～228頁。王子製紙株式会社は1935年に北鮮製紙化学工業株式会社を吉州に設立し、原料には白頭山の森林資源を利用した。
- 17) 佐藤時彦『土木人生五十年』（中央公論事業出版、1969年）148頁。
- 18) 佐藤時彦「鴨緑江水豊堰堤工事概要」『土木学会誌』30巻1号（1944年1月号）17～18頁。前掲書『朝鮮電気事業史』297、399～400頁。
- 19) 前掲書『朝鮮電気事業史』306頁。
- 20) 農林局委員「流筏対策」、朝鮮総督府『鴨緑江開発委員会関係A』（以下、『開発委員会』と略す）（元朝鮮総督府調査官安達遂氏所蔵）246頁。この文書の内容については、前掲広瀬論文の補注（13）参照。
- 21) 前掲書『朝鮮電気事業史』308頁。
- 22) 農林局委員「流筏対策」『開発委員会』248～249頁。
- 23) 農林局委員「流筏対策」『開発委員会』142～146頁。
- 24) 前掲書『朝鮮電気事業史』308頁。
- 25) 前掲書『朝鮮電気事業史』142頁。
- 26) 農林局委員「流筏対策」『開発委員会』25～26頁。
- 27) 前掲書『朝鮮電気事業史』309頁。
- 28) 農林局委員「流筏対策」『開発委員会』26～27頁。

- 29) 前掲書『朝鮮電気事業史』309頁。
- 30) 前掲書『安東産業経済概観』70～71頁。
- 31) 『東亜日報』1937年11月25日付。
- 32) 「水豊ダム築造と鴨緑江流筏問題」『新義州商工会議所月報』（以下、『会議所月報』と略す）1940年1月号、26頁。
- 33) 「水豊ダム築造と通筏施設問題」『会議所月報』1939年6月号、9～11頁。
- 34) 「流筏問題懇談会」『会議所月報』1939年12月号、35頁。
- 35) 個人の経歴に関しては、民衆時論社編『昭和十二年版朝鮮都邑大観』（同社、1937年）99頁と「人物と事業」（同書所収）の48、50、70、71、89、131、226、258頁。前掲書『新義州商工案内』126～129頁を参照した。
- 36) 「水豊ダム築造と鴨緑江流筏問題」『会議所月報』1940年1月号、26～28、41頁。
- 37) 「流筏問題愈々重大化—水電側の誠意に期待」『会議所月報』1940年8月号、10～11頁。
- 38) 「流筏問題愈々重大化—水電側の誠意に期待」『会議所月報』1940年8月号、10～11頁。
- 39) 『東亜日報』1940年8月6日付。
- 40) 表谷佐作「鴨緑江木材界の展望」『会議所月報』1941年1月号、17頁。
- 41) 『毎日申報』1941年1月16日付。
- 42) 『毎日申報』1941年2月11日付。
- 43) 『毎日申報』1941年2月24日付。
- 44) 『毎日申報』1941年3月29日付。
- 45) 『毎日申報』1941年3月30日付。
- 46) 前掲書『昭和十二年版朝鮮都邑大観』98～103頁。
- 47) 『毎日申報』1941年6月19日付。新義州製材合同の1943年7月における払込資本は1500円、利益金は360円であった。大塩武『日窒コンツェルンの研究』（日本経済評論社、1989年）207頁。
- 48) 『毎日申報』1942年2月22日付。
- 49) 満州国通信社編『満州国現勢・康德十年版』（同社、1942年）245、273頁。
- 50) 前掲書『王子製紙山林事業史』337頁。
- 51) 前掲書『安東産業経済概観』70頁。越沢明「大東港の計画と建設（1937～45年）—満州における未完の大規模開発プロジェクト」『第6回日本土木史研究発表会論文集』（1986年

6月) 223～234頁。

- 52) 「新義州工業の将来を語る一座談会」『会議所月報』1942年3月号、4頁。
- 53) 前掲書『新義州商工案内』38～54頁。孫禎睦「地方計画ノ施行ト實際」『日帝強占期都市計画研究』(一志社、1990年) 221～226頁。
- 54) 東条雅治「木都満浦のこと一主として製材工業に就て」『会議所月報』1942年3月号、25～28頁。